

屋外広告物適正化旬間に合わせ 市内の屋外広告物パトロールを実施します



ターゲット 11.6

2025年8月22日
郡山市都市構想部
開発建築法務課
課長 門澤 学

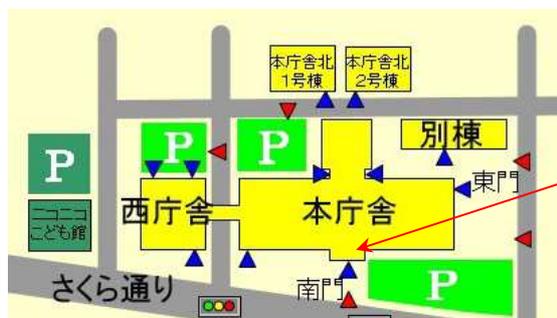
TEL：924-2378

SDGs ターゲット 11.6 「都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。」

郡山市は、国土交通省が定める「屋外広告物適正化旬間（毎年9月1日から10日までの期間）」に、屋外広告物の適正化及び意識啓発を図るため、初めての試みとして、福島県屋外広告美術協同組合の協力のもと、屋外広告物のパトロールを行うこととしました。

パトロールでは、市内に掲出されている無許可や危険な屋外広告物を対象として、安全性の確認を行うとともに、郡山市屋外広告物条例の周知・安全意識の啓発を図ります。

- 1 実施期間 令和7年9月1日(月)～9月10日(水)
※土日を除く平日8日間
- 2 出発式 (1) 日時 令和7年9月1日(月) 9:00
(2) 会場 郡山市役所本庁舎1階玄関ホール



本庁舎1階玄関ホール

- 3 参加者 福島県屋外広告美術協同組合 理事長 大戸 邦男 様
郡山市（市長、都市構想部長、開発建築法務課長 ほか）
10名程度

4 パトロールの内容

専門知識を有した福島県屋外広告美術協同組合の方々の技術的な助言を受けながら、無許可や老朽化した危険な広告物のパトロールを行います。

また、設置者に対し、郡山市屋外広告物条例の周知及び安全管理に関するチラシ等を配布し、安全意識の啓発を図ります。